

一級河川利根川水系神流川における
河道整正工事の代行を条件とした土砂等の採取希望者 公募要領

1. 公募の趣旨

国土交通省関東地方整備局（以下「河川管理者」という）が管理する利根川水系神流川において、河川管理上、堆積土砂の掘削工事が必要と判断し、かつ当該工事の施工に伴い砂利等の発生が見込まれるため、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 20 条の規定に基づく河川管理者の承認を受けて工事を行い（以下、「代行工事」という）、併せて河川法及び砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）の規定に基づき当該砂利等の採取を希望する方（以下「希望者」という）を公募します。

応募される方は、本公募要領をお読みいただき、次の各事項をご承知の上、お申し込み下さい。

2. 公募箇所の概要

(1) 河川の名称

利根川水系神流川

(2) 掘削（採取）の場所

利根川水系神流川 1. 8 k～2. 2 k 付近 埼玉県児玉郡上里町勅使河原地先
(別添位置図、平面図及び現況写真のとおり)

(3) 掘削（採取）に係わる土地の面積 53, 000 平方メートル

(別添平面図のとおり)

(4) 掘削（採取）できる土砂等の数量

レキ質土 予定数量 50, 000 立方メートル

なお、希望数量が上記数量に達しない場合でも応募は可能である。

(ただし、希望数量は全て採取すること。)

(5) 掘削（採取）の深さ

(別添縦断面図及び横断面図のとおり)

(6) 掘削（採取）の期間

許認可の日から令和 9 年 9 月 30 日まで

3. 土石採取料

河道整正工事の代行を条件とした土砂等の採取であるため、採取料は免除する。

4. 応募資格要件

希望者は、次の (1) から (5) までの要件を全て満たす者とする。(組合又は団体(以下、「組合等」という)で応募する場合は、申込書提出後の構成員の変更は認めない。ただし、構成員の一部が要件を満たさなくなったことにより脱退させる場合はこの限りではない。)

(1) 砂利採取法第 3 条に規定する砂利採取業者の登録を受けていること又は申込み締切り日の令和 8 年 6 月 18 日までに登録を受ける見込みがあること。

(組合等で応募する場合は、構成員の少なくとも 1 者。)

(2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する建設業の許可（土木工事業に限る。）を受けていること又は申込み締切り日の令和 8 年 6 月 1 8 日までに許可を受ける見込みがあること。

（組合等で応募する場合は、構成員の少なくとも 1 者。）

(3) 業務主任者を代行工事に専任で配置できること。

(4) 次の①から⑤までの事項にいずれにも該当しない者であること。

①代行工事を履行する確実性が認められない者

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者

③希望申込書の提出期限前 2 年以内に、河川法、砂利採取法及び採石法（昭和 25 年法律第 291 号）に係わる違反による有罪判決、起訴（訴訟中を含む。）又は重大な行政処分を受けた者

④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続きまたは再生手続きの開始の申立てがなされて、更正手続開始の決定又は再生計画認可の決定がなされている者

⑤過去 3 年間に法人税、所得税、消費税の滞納がある者

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(6) 欠格事項

次の①から⑤までの事項に該当した場合は、審査の対象としない。

①提出書類の必要事項に記載がない場合あるいは必要な書類が添付されていない場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合

③公募期間内に必要な書類等が提出されなかった場合

④提出書類への質問に対して回答が得られなかった場合

⑤その他不正行為があったと認められる場合

5. 応募申込み手続き等

(1) 応募申込み手続き

希望者は、次の書類を関東地方整備局高崎河川国道事務所河川管理課へ提出すること。

①申込書（様式 1）

②採取計画概要書（様式 2）

③誓約書（様式 3）

④砂利採取法第 3 条の砂利採取業者登録通知書の写し

なお、砂利採取業者登録を申請中の場合は、申請書の写しを提出するものとし、登録完了後は、速やかに登録通知書の写しを提出すること。

⑤当該事務所の業務主任者の氏名及び砂利採取業務主任者試験合格証の写し

⑥建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する建設業（土木工事業に限る。）の許可書の写し

なお、建設業法の許可を申請中の場合は、申請書の写しを提出するものとし、許可完了後は速やかに許可書の写しを提出すること。

(2) 申込み方法

前記(1) 応募申込み手続きに記載の書類を次の受付期間までに提出すること。

①提出方法：郵送又は持参により、以下③提出先まで提出すること。

②申込み受付期間：令和8年5月20日から令和8年6月18日まで

【郵送の場合は、令和8年6月18日必着のこと】

【持参の場合は、午前9時から午後5時15分まで。ただし、土曜日・日曜日・国民の祝日を除く】

③提出先（問い合わせ先）

〒370-0841 群馬県高崎市栄町6-41

関東地方整備局 高崎河川国道事務所 河川管理課

TEL：027-345-6041

FAX：027-345-6091

(3) 質問書の提出

提出方法：任意様式に必要事項を記入し、書面を持参、郵送又はFAXにて送付すること。なお、FAX送付時は電話により着信確認を行うこと。

提出期限：令和8年5月29日午後5時まで

提出先：前記(2) 申し込み方法③提出先と同じ

なお、質問書に対する回答は書面により行う。

6. 審査について

(1) 提出書類により応募資格要件の確認を行う。

(2) 審査方法は、採取計画概要書(様式2)の記載内容に基づき、原則、代行工事を行う候補者1者(以下、「候補者」という。)を選定する。ただし、審査結果に差異が認められない場合は、くじによる抽選にて選定する。

(3) スケジュール(予定)

申込締切 令和8年6月18日

選定結果の通知 令和8年6月29日

河川法等の申請期限 令和8年7月21日まで

河川法等の許認可の通知 令和8年8月18日

土砂の採取許可期間 許認可の日から令和9年9月30日まで

(4) 審査結果の通知

審査結果は、書面にて応募者に通知する。

(5) 審査結果に対する質問

審査結果に対して疑問がある者は、結果通知日から1週間以内に文書(任意様式)で質問することができる。提出先は、5.(2)③提出先に示す宛先とする。

なお、質問書に対する回答は書面により行う。

7. 河川法及び砂利採取法の許認可手続き

(1) 申請手続き

候補者は、速やかに次の①、②の関係書類（以下「申請書」という。）を添えて、河川法第20条、25条及び砂利採取法第16条に基づく申請を行うこと。

なお、これらの申請を行い、河川管理者の許認可を受けて代行工事を行う者を、「代行者」と言う。

①河川法第20条の承認及び同法25条の許可の申請

- ・承認および許可の申請書
- ・事業の計画概要
- ・位置図
- ・平面図
- ・横断面
- ・面積計算図
- ・面積計算書
- ・土量計算書

②砂利採取法第16条申請

- ・採取計画認可申請書
- ・砂利採取法第3条の砂利採取業者登録通知書の写し
- ・砂利採取場を管理する事務所の名称、住所及び連絡先
- ・業務主任者の氏名及び砂利採取業務主任者試験合格証の写し
- ・業務主任者が砂利採取場において認可採取計画に従って砂利の採取が行われるよう監督するための計画書
- ・搬出経路を明示した図面

(2) 申請書の提出方法及び提出先

申請書の提出部数は正本1部、副本2部の計3部とし、次の宛先まで郵送又は持参にて提出すること。

（提出先）〒370-0841 群馬県高崎市栄町6-41

関東地方整備局 高崎河川国道事務所 河川管理課

TEL：027-345-6041

FAX：027-345-6091

(3) 提出期限

申請書の提出期限は、令和8年7月21日とする。特段の理由なく、この期限内の申請を行わない場合は、候補者の選定を取り消すことがある。

(4) 河川法第25条の許可及び砂利採取法第16条の認可の際に付すことを予定している条件

- ①許認可の期間中、採取区域の周辺の見やすい場所に砂利採取法第29条に定める標識を設けなければならない。
- ②掘削工事の実施にあたっては、河川管理施設等を損傷しないように留意し、万一損傷したときは、速やかに高崎河川国道事務所長（以下「事務所長」という。）に書面により届

け出て、事務所長の指示に従わなければならない。この場合において、原状回復に要する費用は、代行者の負担とする。

- ③掘削工事及びそれに関連する諸設備その他の施設の用途を廃止したときは、事務所長の指示に従い、代行者が費用を負担して原形に復旧しなければならない。
- ④掘削箇所跡地の埋め戻し、廃土の処理等は、その都度、洪水の流れに支障のないようにしなければならない。
- ⑤掘削土砂の運搬路（堤防天端を含む）は、常に良好な状態を保つよう維持、修繕しなければならない。
- ⑥掘削及び運搬にあたっては、その行為に伴う危険を防止するための必要な措置を講じなければならない。なお、神流川の河川内への進入路については、河川管理者と協議の上決定するものとする。また、掘削又は運搬に必要となる仮設物は、代行者の負担で設置することとし、採取完了後、速やかに撤去しなければならない。
- ⑦河川利用者、民地所有者、占有者等、第三者への危害を及ぼさないよう、より一層の安全対策を講じなければならない。
- ⑧濁水対策等について適切に実施し、必要に応じて汚濁防止対策を講じること。
- ⑨出水時における作業員、仮設物、資機材等の避難方法や流出防止対策、降雨や河川水位等に関する情報の収集・伝達方法の確立等、防災措置に十分留意すること。
- ⑩出水等により河川管理者の判断で代行工事に係る許認可の変更又は取消を行う場合がある。
- ⑪掘削断面は、事務所長の許可を得て変更することができる。
- ⑫掘削数量の確認方法は、事務所長の承諾を得ること。
- ⑬現場より発生した不要物（草、木、流木、ゴミ等）及び建設廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づくほか、「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について(通知)」（平成 23 年 3 月 30 日付け環境省環廃産第 110329004 号）及び建設副産物適正処理推進要綱（平成 5 年 1 月 12 日付け建設省経建発第 3 号）に準拠し、代行者において分別を行うものとし、木、流木については埼玉県児玉郡上里町勅使河原地先（予定）に集積、ゴミについては代行者において処分するものとする。集積場所の詳細については河川管理者に確認すること。
- ⑭現場より発生した特定建設資材については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に準拠し、代行者において適正に分別・再資源化等を行うものとするが、特定建設資材の分別・再資源化の方法等の詳細については、河川管理者と協議の上決定するものとする。
- ⑮この許認可に係る行為に着手するとき及び行為を完了したときは、速やかに事務所長に届け出て、検査を受けなければならない。
- ⑯採取時間その他採取行為の細部については、事務所長の指示に従わなければならない。
- ⑰許認可の日から 40 日以内に掘削工事に着手せず、採取の意図も認められないときは、許認可を取り消す場合がある。
- ⑱掘削にあたっては、別記様式 a による採取日誌を作成し事務所長の指示があれば提示しなければならない。

- ⑲経済産業省令、国土交通省令で定められたところにより、業務状況報告書を提出すること。
- ⑳掘削工事の期限の延長は原則として許可しない。
- ㉑掘削箇所における粒径が300ミリメートルを超える転石については、採取を認めない。
- ㉒掘削箇所における土曜日、日曜日及び国民の祝日、平日日没後の作業は禁止する。
- ㉓大雨等により河床掘削箇所に土砂が堆積するなど、砂利採取法16条の採取計画に変更が生じた場合には、同法第20条に基づく変更手続きを速やかにとること。
- ㉔許認可を受けた者の住所を変更したときは、速やかに事務所に書面にて届け出なければならない。

8. その他

- (1) 掘削、積込、搬出及び付随する全ての費用（機械費、人件費、仮設費、安全費（公道に配置する交通誘導員含む））等、代行工事に要する費用は、河川法第69条の規定により代行者が負担しなければならない。
- (2) 第三者に危害を及ぼした場合、苦情等を受けた場合は、速やかに高崎出張所へ報告すること。なお、万一危害が発生したときは、代行者が賠償責任を負うものとする。
- (3) 申込書、採取計画概要書、代行工事の許認可等申請書の作成及び提出に要する費用は、代行者の負担とする。
- (4) 提出された申込書及び申請書は、返却しない。
- (5) 掘削箇所の試掘を希望する場合は、河川管理者の立会の下、希望者自らの費用負担により行うことができる。
- (6) 代行者は、掘削土砂の運搬や選別等の実施にあたって、行政又は地域住民の意見を尊重しなければならない。
- (7) 掘削予定数量に達しない場合は、複数の候補者を選定する場合がある。又は別途公募を行うことがある。

9. 添付資料

位置図

現況写真

平面図

縦断面図

横断面図

申込書（様式1）

採取計画概要書（様式2）

誓約書（様式3）

別記様式 a